

「西成区子ども体験活動企画実施業務委託」にかかる 事業者の募集について

西成区役所では、「西成区子ども体験活動企画実施業務委託（プレーパーク事業（体験型））」について、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により、次のとおり事業者を募集します。

なお、本事業は令和8年度大阪市予算成立前に公募を行っております。選定・事業実施にあたっては、大阪市会での令和8年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

令和8年1月22日
大阪市西成区長 稲嶺 一夫

募集要項

第1章	業務の内容に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P 1
第2章	契約に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P 2
第3章	応募に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P 3
第4章	選定に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P 6
第5章	その他	・・・・・・・・・・・・	P 8

第1章 業務の内容に関する事項

1 事業の目的と概要

西成特区構想では、魅力ある子育て環境を創出することで子育て世代を誘引・定着させることを目標のひとつとしています。西成特区構想がめざす子育て世代の誘引・定着への動機付けの一端を担う場となるべくプレーパークを実施しています。本業務では体験活動により子どもの好奇心を刺激し物事への興味や関心を広げ、ひいては学習意欲も引き出すことを目的にしています。

今般、その目的を達成するため、民間事業者のもつノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集します。

2 業務内容

別紙「西成区子ども体験活動企画実施業務委託 仕様書（案）」のとおり

3 事業規模（契約上限額）

金 7,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 履行場所

区内各所

6 費用負担

事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、仕様書に特に定めるもの以外は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金以外の費用を負担しません。なお、光熱水費は仕様書に定める部分については本市が負担します。

第2章 契約に関する事項

1 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結します。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがあります。

また、本市が被った損害について、損害賠償請求を行うことがあります。

2 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査に合格した場合は、事業者の請求に基づき委託料を支払います。

事業者が希望する場合、出来高部分に相応する委託料相当額について、所定の手続きにより部分払いを請求することができます。

ただし、請求については、月1回を超えない範囲で請求することができるものとします。

3 契約書案

別紙参照

4 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当する場合は免除
保証人 不要

5 再委託について

ア 事業者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等について、再委託することができません。

イ 事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としません。

ウ 事業者は、5ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければなりません。

- なお、元請の契約金額が、1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表します。
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、5 ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。
ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で事業者を選定したときは、この限りではありません。
- オ 事業者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければなりません。

6 その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

第3章 応募に関する事項

1 応募資格等

- （1）次のア～カに掲げる条件のすべてを満たしていることとします。
- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定に該当しないものであること。
イ 本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び都道府県税の未納がないこと。
ウ 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
カ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- （2）事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とします。
- ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つようにすること。なお、代表者は、業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。

- イ 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。
- ウ 構成員となる全ての事業者が、第3章1（1）の基準の全てを満たしていること。
- エ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出してください。
- オ 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出してください。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載してください。
- カ 単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできません。
- キ 代表者を含む共同体を構成する事業者（構成員）は、複数の共同体の構成員として応募することはできません。

2 スケジュール

（1）公募開始	令和8年1月22日（木）
（2）参加申請書受付開始	令和8年1月22日（木）
（3）質問受付期間	令和8年1月22日（木）～ 令和8年1月29日（木）午後3時
（4）参加申請書提出期限	令和8年2月13日（金）午後3時
（5）参加資格決定通知	令和8年2月18日（水）予定
（6）企画提案書受付期間	資格決定通知を受取った日～ 令和8年2月25日（水）午後3時
（7）プレゼンテーション審査	令和8年3月6日（金）予定
（8）選定結果通知	令和8年3月18日（水）予定
（9）契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
（10）事業完了	令和9年3月31日（水）

3 応募手続き等に関する事項

西成区役所における受付については、いずれも土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）には行いません。

なお、申請書類等については、西成区役所のホームページよりダウンロードしてください。

（1）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和8年1月22日（木）～令和8年2月13日（金）
午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

ただし、最終日（2月13日）は午後3時までとします。

持参のほか、送付での提出を可としますが、受付期間最終日に必着とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとします。

イ 提出書類

- ①公募型企画プロポーザル参加申請書（様式第1－1号）
(共同体で申請する場合は、様式第1－2号)
- ②誓約書（様式第2－1号）
(共同体で申請する場合は、様式第2－2号)

- ③法人又は団体の概要（様式第3号）
④法人の登記簿謄本又は登記（履歴または現在）事項全部証明書（3箇月以内に発行されたもの、写し可）
※法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出してください。
⑤直近1箇年分の本店管轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか：写し可）ただし、未納の額が無いことがわかるものであること）
⑥直近1箇年分の本店所在地の「市町村」及び「都道府県」が発行する納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可（全税目の証明様式がない場合、直近1箇年の「法人事業所税・法人（市町村）民税」及び「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可。営業が1年未満の者、若しくは非課税で本証明書が1箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由））
※共同体で申請する場合は、提出書類③④⑤⑥について、すべての団体の分を提出してください。また、共同体の協定書の写しを提出してください。さらに、共同体の代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出してください。（様式不問）
※令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、④⑤⑥は省略できるものとします。

- ウ 提出部数 各1部
エ 提出場所 西成区役所保健福祉課（子育て支援）（5階52番窓口）
オ 参加資格決定通知 すべての参加申請者に対し、様式第1-1号又は様式第1-2号に記載の担当者E-Mailあてに令和8年2月18日（水）（予定）に通知します。

（2）質問の受付・回答

- ア 受付期間 令和8年1月22日（木）から令和8年1月29日（木）午後3時まで
イ 提出方法 「西成区子ども体験活動企画実施業務委託公募型企画プロポーザル質問票（様式第4号）」に記載し、次のE-mailアドレス宛に送信してください。
※送信の際にはメール件名を「【質問書：西成区子ども体験活動企画実施業務委託】」と入力の上、送信してください。
E-mailアドレス：tx0010@city.osaka.lg.jp
※電話や来訪などメール以外での質問は受け付けません。
ウ 回答 令和8年2月5日（木）にホームページに掲載します。
※質問がない場合は、ホームページに掲載しません。

（3）企画提案書の提出

ア 企画提案書の内容

- 1 本事業に対する考え方について
- 2 実施方法、手法等について
- 3 広報活動について
- 4 実施運営体制及びスケジュールについて
- 5 安全・危機管理体制について
- 6 個人情報の取扱いについて
- 7 類似の業務実績について
- 8 積算根拠について

イ 提出書類 「西成区子ども体験活動企画実施業務委託企画提案書（様式第5号）」

正本1部（記名したもの）副本8部 計9部（A4判）で提出してください。

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

なお、パンフレット等で法人名等が印刷されたものを使う場合でも、副本にはマスキングの処理を行ってください。

ウ 提出期限 参加資格決定通知を受け取った日から令和8年2月25日（水）

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

ただし、最終日（2月25日）は午後3時までとします。

持参のほか、送付での提出を可としますが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 提出場所 西成区役所保健福祉課（子育て支援）（5階52番窓口）

〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号

第4章 選定に関する事項

1 審査・選定

（1）選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

評価項目	採点基準	企画提案書内の主な該当箇所	配点	
1 提案 内容の 有効性	①本業務の目的に沿った提案となっているか	1、2	10	50
	②イベント実施内容について、創意工夫された提案となっているか	2	25	
	③広報について、広く認知してもらい、多くの利用者につながるような手段や方法を提案しているか	3	15	
2 提案 内容の	④提案内容を確実に実施するための適切な実施体制やスケジュールを提案しているか、また提案者がその体制を構築できる運営基盤、類似業務の実績を有しているか	4、7	15	50

実現性	⑤経験や資格等を有し、本事業を的確に遂行できるスタッフを充てているか	4	10	
	⑥安全・危機管理に配慮されており、そのための適切な体制が計画された提案内容であるか、また個人情報の取扱いについて、適切かつ安全に管理できる体制であるか	5、6	10	
	⑦提案内容に対して費用及び積算根拠が妥当であるか	8	15	
合計				100

(2) 選定方法

ア 企画提案については、選定会議を開催し、その意見を参考に、本市が事業者を選定します。

なお、選定委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成します。

イ 選定委員は、第4章1(1)の基準に沿って企画提案書の審査を行います。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

ウ プレゼンテーション審査

① 実施日時 令和8年3月6日（金）予定

詳細は、参加資格決定通知とあわせてE-Mailにてお知らせします。

② 実施場所 大阪市西成区岸里1丁目5番20号

西成区役所（予定）

③ 出席人数 1団体につき、4名まで

④ 内容・方法等 「第3章3応募手続き等に関する事項（3）イ」の書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、企画提案書提出締切後の資料の追加・変更は認めません。

1団体あたり20～30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とします。

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

エ 審査の結果、評価点が最も高い者が、複数いる場合は、「1 提案内容の有効性」の得点が高い者とします。この場合において、当該評価点が同一の場合は、クジにより決定するものとします。

オ 選定委員の評価点（合計）の平均が60点を下回っている場合は選定対象となりません。

カ 「安全・危機管理に配慮されており、そのための適切な体制が計画された提案内容であるか、また個人情報の取扱いについて、適切かつ安全に管理できる体制であるか」の審査基準において選定委員の評価点の平均が6点を下回っている場合は選定対象となりません。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ。

- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は令和8年3月18日（水）（予定）に、全ての参加者に通知するとともに、西成区役所ホームページに掲載します。

第5章 その他

1 提案に対する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- イ 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ウ すべての提出書類は返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定以外に応募者に無断で使用しません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差替え等は認めません。（ただし、本市より軽微な修正指示を行う場合を除く。）
- カ 本プロポーザルは受託予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本市と協議をしながら仕様の策定を行うため、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

2 契約に関する事項

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とします。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しません。
- (2) 受託予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、発注者は企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとします。
ただし、第4章1（2）オ又はカに該当する場合は、選定対象なりません。

3 提出先、問合せ先

〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号
西成区役所保健福祉課（子育て支援）（5階52番窓口） 担当：芝内・須賀
電話：06-6659-9824 FAX：06-6659-9468
E-Mail：tx0010@city.osaka.lg.jp

公募型企画プロポーザル参加申請書

令和 年 月 日

大阪市西成区長 様

所 在 地
事 業 者 名
代表者氏名

次の業務にかかる公募型企画プロポーザルに参加したいので、下記の資料を添えて申請します。

記

1 事業名称 西成区子ども体験活動企画実施業務委託

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2-1号）
 - (2) 法人又は団体の概要（様式第3号）
 - (3) 法人の登記簿謄本又は登記（履歴または現在）事項全部証明書（3箇月以内に発行されたもの、写し可）
※法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し
 - (4) 直近1箇年分の本店管轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか：写し可）ただし、未納の額が無いことがわかるものであること）
 - (5) 直近1箇年分の本店所在地の市町村及び都道府県が発行する納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可（全税目の証明様式がない場合、直近1箇年の「法人事業所税・法人（市町村）民税」及び「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可。営業が1年未満の者、若しくは非課税で本証明書が1箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）））
- ※ 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、当該承認番号を記載することにより(3)～(5)を省略できるものとする。

承認番号 _____

3 連絡先

担当者名

電話番号

FAX番号

E-Mail

公募型企画プロポーザル参加申請書

令和 年 月 日

大阪市西成区長 様

(共同体名称)
 (代表者) 所在地
 事業者名
 代表者氏名
 (構成員) 所在地
 事業者名
 代表者氏名
 (構成員) 所在地
 事業者名
 代表者氏名

次の業務にかかる公募型企画プロポーザルに参加したいので、下記の資料を添えて申請します。

記

1 事業名称 西成区子ども体験活動企画実施業務委託

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2-2号）
- (2) 法人又は団体の概要（様式第3号）
- (3) 法人の登記簿謄本又は登記（履歴または現在）事項全部証明書（3箇月以内に発行されたもの、写し可）
※法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し
- (4) 直近1箇年分の本店管轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか：写し可）ただし、未納の額が無いことがわかるものであること）
- (5) 直近1箇年分の本店所在地の市町村及び都道府県が発行する納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可（全税目の証明様式がない場合、直近1箇年の「法人事業税・法人（市町村）民税」及び「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可。営業が1年未満の者、若しくは非課税で本証明書が1箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）））

※ 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、当該承認番号を記載することにより(3)～(5)を省略できるものとする。

承認番号 _____ · _____ · _____

- 共同体の協定書（写し）及び委任状

3 連絡先

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪市西成区長 様

所 在 地
事 業 者 名
代表者氏名

印

西成区子ども体験活動企画実施業務委託にかかる公募型企画プロポーザル参加申請を行うにあたり、下記の事項に相違ないことを誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 直近1か年において、本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び都道府県税の未納がないこと
- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪市西成区長 様

(共同体名称)
(代表者) 所在地
事業者名
代表者氏名
印
(構成員) 所在地
事業者名
代表者氏名
印
(構成員) 所在地
事業者名
代表者氏名
印

西成区子ども体験活動企画実施業務委託にかかる公募型企画プロポーザル参加申請を行うにあたり、下記の事項に相違ないことを誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 直近1か年において、本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び都道府県税の未納がないこと
- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

法人又は団体の概要

令和 年 月 日現在

フリガナ	
団体等の名称	
代表者氏名	
所在地	〒
設立年月日	明治・大正 昭和・平成・令和 年 月 日
役員数	人
資本金又は 基本財産	
事業者の沿革 及び 主な事業内容	
	別添資料【 有・無】
従業員数・ 職員数	
その他特記事項	

西成区子ども体験活動企画実施業務委託

公募型企画プロポーザル質問票

質問を記入し、「tx0010@city.osaka.lg.jp」宛にメールで送信してください。

送信の際には、メール件名を「【質問書：西成区子ども体験活動企画実施業務委託】」と入力してください。

質問の受付期間は令和8年1月22日（木）～令和8年1月29日（木）午後3時までとします。

大阪市西成区役所保健福祉課（子育て支援）あて

（質問事項）

事業者名	
担当者氏名 及び連絡先	担当部署： 担当者： 電話：（ ） — FAX： E-Mail：

【質問票受付・問合せ先】

〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号

大阪市西成区役所 保健福祉課（子育て支援）

（5階52番窓口） 担当：芝内・須賀

TEL：06-6659-9824 FAX：06-6659-9468

E-Mail：tx0010@city.osaka.lg.jp

令和 年 月 日

西成区子ども体験活動企画実施業務委託 企画提案書

大阪市西成区長 様

事務所の所在地

団体等の名称

代表者氏名

(※共同体で提案される場合は代表者名で提案してください。)

西成区子ども体験活動企画実施業務委託公募型企画プロポーザルについて、関係書類を添付して企画提案します。

1 本事業に対する考え方について

(本事業の目的を踏まえ、業務遂行にあたっての基本的な考え方、実施方針を記載してください。)

2 実施方法、手法等について

(事業目的を達成するために、どのような手法で事業を実施するのか、くわしく記載してください。)

3 広報活動について

(事業の実施にあたり、広く認知してもらい利用者を増やしていくための広報活動について記載してください。)

4 実施運営体制及びスケジュールについて

(本事業をどのような運営体制（スタッフの配置を含む）やスケジュールで実施するかについて
くわしく記載してください。)

5 安全・危機管理体制について

(事業の実施にあたり、災害、事故等の緊急事態を想定した安全・危機管理体制についてくわしく記載してください。)

6 個人情報の取扱いについて

(個人情報の保護および管理体制について、くわしく記載してください。)

7 類似の業務実績について

(当該事業に類似した事業実績について、くわしく記載してください。)

8 積算根拠について

(人件費・消耗品費・傷害保険料等の事業実施にかかる必要経費について、全て記載してください。)

項目	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
小計	円
消費税	円
総合計（小計+消費税）	円